

コンクリート構造物の配筋探査 技術者認証規準

検規-6501:2020

令和2年10月29日 改正
平成20年5月26日 制定



一般社団法人 **日本非破壊検査工業会**

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

コンクリート構造物の配筋探査技術者認証規準

平成 20 年 05 月 26 日 制定
平成 24 年 04 月 01 日 改正
平成 25 年 04 月 25 日 改正
平成 29 年 08 月 30 日 改正
令和 2 年 10 月 29 日 改正

1. 目的

本規準は、一般社団法人日本非破壊検査工業会（以下、「工業会」という）が、コンクリート構造物の配筋探査技術者の資格試験を実施し、技術者資格の認証を行うことを目的とする。

2. 適用範囲

本規準は、以下に示す規定に基づいてコンクリート構造物の配筋探査及び測定を実施する配筋探査技術者の資格試験及び資格認証について適用する。

2.1 土木(橋梁)配筋探査技術者資格

国土交通省大臣官房技術調査課編：

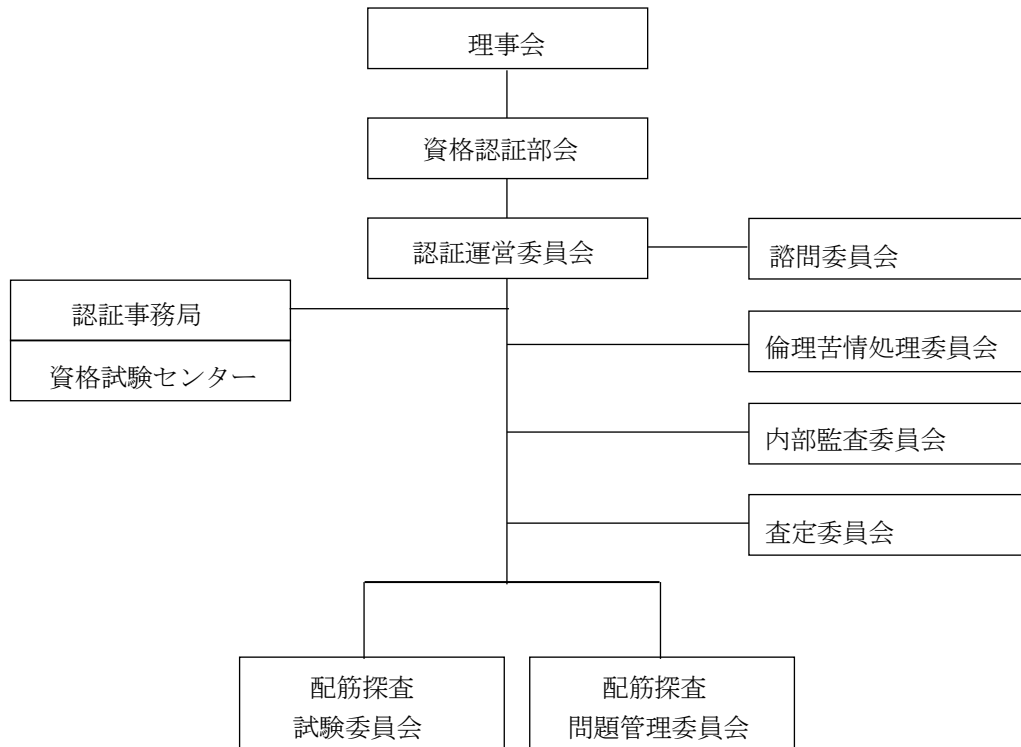
「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」

2.2 建築(JASS 5 T-608) 配筋探査技術者資格

日本建築学会編：「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5鉄筋コンクリート工事」

JASS 5 T-608 「電磁誘導法によるコンクリート中の鉄筋位置の測定方法」

3. 認証事業組織



認証事業組織図

3.1 認証運営委員会

認証運営委員会は、配筋探査技術者の資格試験、再認証のための講習及び認証全体の管理、運営を行う。

3.2 諮問委員会

諮問委員会は、認証運営委員会からの諮問に対する答申、及び必要に応じて、認証運営委員会に対して自発的な意見具申を行う。

3.3 倫理苦情処理委員会

倫理苦情処理委員会は、認証運営委員会が実施する資格試験及び認証に関する倫理及び苦情処理事項を処理する。

3.4 内部監査委員会

内部監査委員会は、認証運営委員会が実施する資格試験及び認証が、適正に実施されているか否かを、事業及び財務について監査する。

3.5 資格試験センター

資格試験センターは、認証事務局の下部組織として各種委員会に関する事務処理業務を行う。

3.6 問題管理委員会

問題管理委員会は、資格試験に出題する学科試験問題及び実技試験問題を作成し、管理、決定する。

3.7 試験委員会

試験委員会は、資格試験を計画・実施し、答案の採点及び試験の合否判定を行う。

3.8 査定委員会

査定委員会は、次の項目に対する査定を行う。

- (1) 受験申請資格の査定
- (2) 資格試験結果の査定

4. 用語の定義

- (1) 新規試験 : 新たに技術者資格を取得するために受験する資格試験
- (2) 再試験 : 学科試験合格者で実技試験不合格者に行う資格試験
- (3) 再認証試験 : 登録者に対し、取得している技術者資格について再評価し、認証を行うための試験
- (4) 電磁波レーダ法 : 電磁波が媒体中を一定速度で直進する性質を利用して、物標の位置を検知する方法
- (5) 電磁誘導法 : 試験コイルに交流電流を流すことによってできる磁界内に、試験対象物を配置し、電流の変化を見ることによって探査する方法

5. 新規試験

5.1 受験資格

新規試験を受験しようとする者は、満18歳以上の者とし、次の各号のいずれかを満足していなければならない。なお、受験資格要件は、「資格認証制度のご案内」など受験案内にて報知するものとする。

- (1) 工業会が主催する「コンクリート中の配筋探査講習会」受講者
- (2) 工業会が主催する「JASS 5 T-608講習会」修了者
- (3) コンクリート構造物における配筋探査及びかぶり測定の教育・訓練を40時間以上受けたことを雇用主が証明できる者
- (4) その他、認証運営委員会が承認した「受験申請資格」保有者

5.2 受験の手続き

5.2.1 受験の申し込み

受験者は、所定の受験申請書類を資格試験センターに提出して、申請しなければならない。

5.2.2 資格試験の通知

資格試験センターは、受験資格の要件などについて申請書類審査のうえ、受験者の受験申請を受理し、受験票を送付するとともに、資格試験の日時・場所等を通知する。

5.3 資格試験の内容

新規試験は、まず学科試験を実施し、学科試験の合格者について後日実技試験を行う。

5.3.1 学科試験

学科試験は、筆記試験とし、次の項目について行う。

- (1) コンクリート構造物に関する基礎知識
- (2) コンクリート構造物の非破壊検査に関する知識
- (3) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領に関する知識
- (4) 建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5鉄筋コンクリート工事及びJASS 5 T-608に関する知識
- (5) 安全に関する知識
- (6) 電磁波レーダ法に関する知識
- (7) 電磁誘導法に関する知識

(8) 探査装置に関する知識

5.3.2 実技試験

実技試験は、次の事項について行う。

(1) コンクリート試験体における配筋状態・空洞等の探査及びかぶり厚さの測定

(2) 探査及び測定結果の記録

5.4 学科試験の評価

試験委員会は、学科試験の評価基準に基づき、学科試験の採点・評価を行う。

5.5 学科試験の合否判定

5.5.1 合否判定基準

学科試験で、正答率70%以上を得ている者を合格とする。

5.5.2 合否の判定

試験委員会は、学科試験の合否判定基準に基づき、受験者の合否判定を行い、査定委員会に報告する。

学科試験結果報告に基づき査定委員会で査定し合否決定する。

5.6 学科試験結果の通知

資格試験センターは、査定された合否の結果を受験者に通知する。学科試験の合格者については実技試験の日時・場所等を通知する。

5.7 実技試験の実施

配筋探査試験委員会は、学科試験の合格者又は再認証試験受験者に対し5.3.2に定める実技試験を実施する。実技試験は、試験体を用いた「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の2科目を実施する。

5.8 実技試験の評価

試験委員会は、実技試験の評価基準に基づき、実技試験の採点・評価を行う。

5.9 実技試験の合否判定

5.9.1 合否判定基準

実技試験の「電磁波レーダ法実技試験」、「電磁誘導法実技試験」の2科目それぞれについて、正答率70%以上を得ている科目を合格とする。

5.9.2 合否の判定

試験委員会は、実技試験の合否判定基準に基づき、受験者の合否判定を行い、査定委員会に報告する。

実技試験結果報告に基づき査定委員会で査定し合否決定する。

5.10 実技試験結果の通知

資格試験センターは、合否判定の結果を受験者に通知する。合格科目には「合格証」を、不合格科目には「不合格通知」を発行し再試験の案内を通知する。

5.11 再試験

実技試験の結果、合否判定基準を満足しなかった受験者は、「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の2科目のうち不合格科目について、判定日より2年以内に実施される「実技試験」（計4回）を再試験として受験することができる。

6. 資格認証技術者の要件

6.1 土木(橋梁)配筋探査技術者資格

資格認証試験の「学科試験」合格後、「実技試験」の2科目「電磁波レーダ法実技試験」と「電磁誘導法実技試験」の両方を有効期限内に合格した者

6.2 建築(JASS 5 T-608) 配筋探査技術者資格

別途定める「JASS 5 T-608講習会修了者」で、かつその有効期限内に資格認証試験を受験申請し「学科試験」合格後、「電磁誘導法実技試験」に合格した者。又は、既に「コンクリート配筋探査技術者資格」を有する者か、資格認証試験の「学科試験」合格後、「電磁誘導法実技試験」に合格した者で、かつその有効期限内に「JASS 5 T-608講習会」を修了した者

7. 技術者資格証明書

7.1 技術者資格証明書の交付

資格試験センターは、資格試験に合格し、技術の適格性を認証された登録者に技術者資格証明書を交付する。

7.2 技術者資格証明書の登録日

技術者資格証明書の登録日は、技術者資格証明書発行月の1日とする。

7.3 技術者資格証明書の有効期間

技術者資格証明書の有効期間は、5年間とする。

7.4 技術者資格証明書の記載事項

技術者資格証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 写 真
- (4) 技術者資格の名称
- (5) 認証番号
- (6) 個人コード
- (7) 初回登録日、更新認証登録日又は再認証登録日
- (8) 有効期限
- (9) その他必要事項

8. 技術者資格証明書の書替または再交付

登録者は、次の場合資格試験センターへ技術者資格証明書の書替又は再交付を申請しなければならない。

- (1) 技術者資格証明書の記載事項に変更があった場合（以下「書替」という）
- (2) 技術者資格証明書を紛失又は著しく損傷した場合（以下「再交付」という）

資格試験センターは、前項の申請を審査の上、技術者資格証明書の書替または再交付を行う。

9. 技術者資格の更新及び再認証

資格の有効期間を超えて資格を保有しようとする者は、更新申請書の審査、又は再認証試験を受験し、合格しなければならない。

9.1 更新及び再認証試験の申請

(1) 更新の申請

更新を受けようとする者は、技術者資格証明書の最初の有効期限の1年前又は再認証の有効期限の1年前から有効期限の1か月前までに更新申請ができる。

(2) 再認証試験を受けようとする者は、技術者資格証明書更新後の有効期限の2年前から有効期限内の

決められた期日までに受験申請ができる。

9.2 更新及び再認証資格の有効期間

更新及び再認証資格を取得した者の技術者資格の有効期間は、保有する技術者資格証明書の有効期限の翌日から5年間とする。

10. 技術者資格証明書の失効

次の場合には、登録者の保有する技術者資格証明書を失効とする。

- (1) 保有する技術者資格証明書の期間が切れた場合
- (2) 資格試験、再認証講習会において不正を働いたことが後日判明した場合
- (3) 技術者資格証明書の記載事項を改ざんした場合
- (4) 技術者資格証明書を不正に使用した場合
- (5) 技術者資格証明書を他人に使用させた場合
- (6) 資格保有者としてふさわしくない行為があった場合
- (7) その他の不正行為があった場合

11. 受験の停止

受験者が次の事項に該当する場合には、受験票送付後または資格試験中であっても、資格試験の受験を停止させる。査定委員会は停止期間を決定して受験者に通知する。

- (1) 受験資格の不正記載が判明した場合
- (2) 受験者としてふさわしくない行為があった場合

12. 異議申し立て

- (1) 資格試験の受験者は、資格試験の判定結果に疑義のある場合には、判定結果通知日より30日以内に限り、倫理苦情処理委員会に文書をもって異議申し立てを行うことができる。
- (2) 受験者又は登録者は、資格試験、再認証講習又は技術者資格証明書の取扱いなどに疑義のある場合は、倫理苦情処理委員会に対し、文書をもって異議申し立てを行うことができる。

付 則

1. 本規準は、令和2年10月29日より施行する。
2. 本規準実施のための細則及び資格試験料金等は別に定める。
3. 本規準の変更及び廃止は、認証運営委員会の審議を経た後、理事会の承認を得なければならない。